

認知機能検査を強化

改正道路交通法、来年3月から

政府は7月12日の閣議で、特定の違反をした75歳以上のドライバーに臨時の認知機能検査を課すことを柱とした改正道路交通法を来年3月12日に施行することを決定した。臨時検査の対象に逆走や信号無視、一時不停止など18項目を定めた同法施行令改正案も了承した。

施行後は、いずれかの違反があった場合に臨時で認知機能検査を行う。「認知症の恐れがある」と分かれば医師の診断が必要になるほか、検査結果が前回よりも悪化した人には臨時の高齢者講習を受講してもらう。

(福祉新聞・第2771号 2016年7月18日)

認知症、支援に地域資源活用

厚生労働省、4自治体を調査

厚生労働省(厚労省)は6月24日、認知症支援に地域資源を活用して取り組む4自治体を調査した結果を公表した。

厚労省が2015年1月に公表した認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)では、認知症の人の意思が尊重され地域で暮らし続けられるよう七つの柱を示した。その具体策の一つ、認知症初期集中支援チームについて北海道砂川市の取り組みを報告した。

同市では65歳以上の要支援・要介護者のうち、おおむね認知症とされる「日常生活自立度Ⅱ以上」の割合が6割。チームが支援対象者を把握するのが難しい中、認知症の家族会への相談、宅配業者などが

高齢者の異変を連絡する協力事業など、さまざまなネットワークを活用している。

対象者宅には2人のチーム員が訪問し状況を確認。医療の緊急性を判断している。チーム員会議は定例で月2回開き、多職種の情報交換も兼ねている。

チームの支援終了後も対象者を詳細に把握しており、独居者には定期的に連絡し課題がある場合は医療・介護で連携する方針ができています。

調査ではそのほか、岩手県岩手町、兵庫県川西市、熊本県山鹿市の取り組みを報告している。結果は厚労省のホームページに掲載されている。

(福祉新聞・第2769号 2016年7月4日)

重症児デイの実態報告

全国ネットが初の白書

全国重症心身障がい児デイサービス・ネットワーク(鈴木由夫代表、名古屋市)は7月5日、「重度の障がいをもった子どもたちの地域生活白書」を初めて発行した。民間の調査会社の協力を得て、重症児デイサービスの実態などをまとめた。

重度の身体障害と重度の知的障害の両方をもつ重症心身障害児が通う「重症児デイサービス」を広く知ってもらうことが狙い。同サービスは児童福祉法に基づく児童発達支援と放課後等デイサービスの一部のことで、全国に約500施設ある。重症児デイサービスは定員5人の小規模施設が多く、看護師、リハビリテーション専門職などを配置する。1対1で介助したり、たんの吸引など医療的なケアをしたりする。

白書は2015年10～11月に121施設が回答したア

ンケートの結果を収録。9割は送迎を行っていること、土曜日営業は6割、日曜日営業は1割にとどまることなどをグラフで紹介している。保護者アンケート(215人が回答)の結果では、重症児デイサービスを自らが立ち上げることに前向きな回答が4割に上った。白書は実際に立ち上げた母親のコメントを掲載し、「なければ創ればいい」と呼び掛けた。

厚生労働省発表の推計では、在宅の重症心身障害児は全国で約2万9,000人。2014年11月に発足した同ネットワークは、全国130施設が参加。重症児デイサービスの数が圧倒的に足りないとしている。

白書に関する問い合わせは同ネットワーク事務局のNPO法人ふれあい名古屋(jim@jyuday.net)まで。

(福祉新聞・第2773号 2016年8月1日)